

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	補装具事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、障害者総合支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	補装具事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 1. 申請に基づき補装具の交付および修理にかかる負担額を助成 2. 世帯員の課税状況、受給者の所得及び生保受給状況等を把握して、自己負担上限額を決定
③システムの名称	障害者福祉システム、EUCシステム、庁内データ連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、108、125、144、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。		
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	行方市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5.評価実施機関における担当部署名①部署	保健福祉部社会福祉課	市民福祉部社会福祉課	事後	
	I-5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	社会福祉課長 渋谷 節夫	社会福祉課長	事後	
	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市保健福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市保健福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3 目的を超えた紐付け事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-8 実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9 従業者に対する教育・啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	I-3個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第84項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)と表記)第9条第1項 別表第一 第84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	
	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実	実施しない	実施する	事後	
	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二 第108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第55条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 第8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 87, 108, 116の項 ・別表第二の主務省令 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第44条, 第55条, 第59条の2の2	事後	
	II-いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	「接続しない(入手)」「接続しない(提供)」に○の記載	「接続しない(入手)」「接続しない(提供)」に○記載削除	事後	
令和4年3月31日	I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二 第108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第55条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 第8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 87, 108, 116の項 ・別表第二の主務省令 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第44条, 第55条, 第59条の2の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二 第108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第55条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 第8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 87, 108, 116の項 ・別表第二の主務省令 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第44条, 第55条, 第59条の2の2	事後	
	II-いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月27日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	II 一いつ時点の計数か	令和4年1月27日	令和5年2月1日	事後	
令和6年3月1日	II 一いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月5日		
令和6年11月1日	I-1-③システムの名称	補装具システム	障害者福祉システム、EUCシステム、府内データ連携システム	事前	
	IV-8 人手を介在させる作業 (追加)			事後	
	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策 (追加)			事後	
令和7年3月7日	法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条 	事後	番号法改正に伴う変更
	②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二 第108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第55条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 第8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 87, 108, 116の項 ・別表第二の主務省令 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第44条, 第55条, 第59条の2の2 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144, 145の項 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11, 15, 20, 37, 42, 75, 80, 108, 125, 144, 155, 161の項 	事後	番号法改正に伴う変更
	II 一いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和7年1月20日	事後	